

日本資本主義の発展と家

三 戸 公

はしがき

1. 家の解体の進行——資本主義の発展
2. 家体制と日本資本主義
3. 個別資本と家, その一, 財閥

付論 家と株式会社発生史論……以上本号

4. 個別資本と家, その二, 経営家族主義
むすび

はしがき

家はもともと、共同体、それも血縁集団ではなく経済集団であり、消費単位と生産単位の合体物、家計と経営の合体物である。それは資本主義に先行する史的存在として、資本主義の成立・発展とともに解体し、消滅してゆくべきものと考えられる¹⁾。

だが、日本においては資本主義の形成発展にもかかわらず、戦前において家ないしは家の論理が広汎に残存し、戦後においてなおも企業において家の論理を見出すのである。何故であるか。

それは、日本における資本主義の成立を媒介し、その形成発展を推進せしめたものが、家の論理であったからである。幕藩体制の構成要素たる藩の原理たる家の論理が、そのまま明治国家の体制原理として「倣い拡大」的に貫徹していったからである。西南雄藩は既に、富国強兵を旗印にそのために国産奨励・洋式工業の導入を殖産興業政策として展開していた。それをそのまま、明治国家の国是として推進していったのである。その担い手は、ともに下級武士であった。彼等は士魂商才・国益中心をもって、官におろうと民間企業におろうと日本の産業化・日本資本主義の形成に邁進した。

さきにも述べたように、資本主義は家を解体し、労資対立を惹起する。そこで、国家は家ないし家の論理を維持するために、家的法体系を構築することになる。資本主義的物的現実に対抗する家的法体系が有名無実とならないためには、強力な家的イデオロギー教育が必要であった。教育勅語を根幹とする学校教育がそれである。

以上の日本における資本主義の形成と家の論理について、わたくしは「日本における資本主義と家」と題する稿をすでに発表したが、本稿においては日本における資本主義の発展に家の論理がどのように貫徹し、現象していったかを素描してみたい。前稿と同様に、本稿もまた先学の研究成果にそのままのっている。論文としての体をなすのは、ひとえに問題意識と内容の

1) 拙稿「日本における資本主義と家」(『立教経済学研究』第42巻第2号) p.32を参照されたい。とくに、「農家戸数の全国総戸数の割合の減少」,

構成による。内容的に言って封建遺制として把握せられていたものの多くを家の論理として取扱ったことに、わずかに本稿の独自性があるのか。

家をいかなるものと把握するか、容易ではなく、諸説あい分れる。家をここでは資本主義に先行する形態たる共同体の一類型と把握して論を進めていっている。そのようにとらえる論拠については、「日本における家の解体——家は解体したか」(『東洋大学大学院紀要』第24集)において、ウェーバーの家共同体の概念の検討を通じて示している。だが、日本の家について、ウェーバーの家共同体の概念で余すところなく把握されうるものであるかどうか、まだ問題は残っている。この残った部分は何と何であり、それらを全体としていかなるものと把握するか。それはこの稿の課題ではない。ここしばらくは、家は資本主義生産における先行形態としての共同体と把握し、それが何故にかくも発展した現在の日本資本主義のもとにおいてなお残存しているかの角度からの究明を、ゆけるところまで行くまでである。

1 家の解体の進行——資本主義の発展——

資本制生産の発展は、家共同体・村落共同体の解体とともに進む。資本制生産は家共同体が解体しただけ発展し、家共同体は資本主義が発展しただけ解体する。農家を解体し、そこより賃銀労働者を析出し、農業を再編成するとともに、鉱工業の資本制的発展は進む。賃銀労働者とそして資本家との階級対立の展開をみる。日本においても、資本制生産の発展をみれば、以上の過程の例外たりえない。そっくりそのまま展開した。この過程は既に基本的には明らかにされていること周知のことからである。論の立て方の必要上、確認的に述べる。

農家戸数は、全国総戸数の中で占める割合が、明治6年において78.68%という圧倒的割合を占めていたのが漸減して、昭和5年においては半数以下の44.74%を占めるに過ぎなくなっている¹⁾。これが、農家の解体をしめす、一つのはっきりした指標である。

次に、家業別人口数の推移をみると、明治6年において農業人口は15,320千人で総人口の78.20%という圧倒的多数を占め、工業人口は689千人で僅か3.55%を占めるに過ぎなかった。それが、昭和15年においては、農業人口は13,742千人で全体の42.62%という半数以下の割合に減少し、逆に工業人口は漸増して8,132千人となって全体の25.30%を占めるに及んでいる。なお、工業人口に商業・鉱業・交通業人口を加えた人口数でみると、昭和6年において10.11%にすぎなかったものが、昭和15年では46.22%という数字に増加し、農業人口を凌駕している²⁾。次に、資本の集積・集中を第1表・産業別及び資本金別会社数及び払込資本金によってみてみよう。明治29年においては、最も多くの資本は運輸業とへ投じられ、つづいて商業・工業に投ぜられた資本は商業資本の半分に満たない。明治44年になると工業に投下せられた資本が第1位となり、全資本の43.43%にまで増大し、第2位商業、第3位運輸業となる。昭和17

2) 「産業別人口数」は、岡崎・楳西・倉持『日本資本主義発達史年表』より、なお前掲「拙稿」p.33に掲載。

年においては、工業に投下せられた資本は全払込資本金額の55.78%を占めるまでに増大している。資本の集中についてみると、払込資本金500万円以上の会社は明治3年には未だ姿を見せていないが、明治39年には24社が現われている。大正10年になって、500万円以上の会社数が574社で総資本の58.12%を占めるほどになり、さらに昭和17年においては1082社で総資本の67.29%を占めるまでに集中して行っている。

この資本の集中は、同時にそれは労働力の大規模企業への集中を伴ない、また生産の集中を伴なう。昭和4年をとってみよう。500人～1,000人規模の会社295社(0.5%)に11.2%の労働者が集中し、1,000人以上規模の会社数200社(0.3%)が20%の労働者を集めている。

生産の集中は独占を生む。明治13年(1880)の日本製紙聯合会、明治15年(1882)紡績聯合会という早期のものもあるが、日露戦争以降多くのカルテルが発生することになった。第一次大戦後はカルテルは更に広汎かつ強力なものとなっていった。資本主義の独占段階への発展と進化である。その中で、独占体たる三井・三菱・住友の三大財閥コンツェルン、それにつづく安田・古河・渋沢・浅野・大倉等の財閥コンツェルンが形成せられ、成長していった。そして更に軍事的大陸進出を担いつつ、電力・化学コンビナートを中核とする新興財閥としての日産(鮎川)、日電(野口)、日曹(中野)コンツェルン等が形成せられていった³⁾。

資本制生産の発展は、必然的に労資の対立・抗争を生む。まして、資本主義の発展にもかかわらず、労働条件が低劣のまま、改善の度が少なく、かつ賃銀が低水準の状況であれば、なおさらである。労資関係は、資本制の人間関係であり、契約関係であって、家的人間関係すなわち親子関係ではない。労資の対立・抗争は家イデオロギーと親子関係を解体・消滅せしめる。

日本資本主義における労働条件の劣悪と低位については、「インド以下の賃銀」論争⁴⁾の存在を言うだけで十分であろう。日本の賃銀の低さはインド以下だと証拠を出した山田盛太郎に対して、向坂逸郎は労務費比較では話にならない日給賃銀を直接に比較すれば日本の方が高いと論ずれば、更に相川春喜は「肉体消磨的労働条件」を加えて把握すればインド以下のであると論じた。いずれにしろ、あの植民地インドの低賃銀より日露戦争に勝利をおさめ、さらに植民地をもっている日本の賃銀の方が低い、いやそうではないという論争が生じた。それほど日本の賃銀は低く、労働条件は劣悪であった。

労働条件の劣悪については、たとえば風早八十二は日本とイギリスの機械による死亡災害の統計表を比較して、機械化の度合いが進んでいるイギリスでは死亡事故が一貫して減少しているのに日本では減少せず、しかも死亡総数の割合がイギリス20%に対して日本は40%であるのは労働諸条件の劣悪と安全施設のはるかな低さによると論じている⁵⁾。

3) 中川敬一郎・森川英正・由井常彦編『近代日本経営史の基礎知識』有斐閣。

4) 小山弘健『日本資本主義論争史・上巻』青木書店、第6章、社会経済労働研究所『日本資本主義論争史』伊藤書店、第3章第4節。

5) 風早八十二『日本社会政策史』日本評論社、pp.388～389。

第1表 産業別及び資本金別会社

年 末	総 数		産 業		
	社 数	払込資本金	農 業		水
			社 数	払込資本金	社 数
明 治 29	4,595	397,521	117	1,667	…
34	8,602	829,456	206	2,646	…
39	9,330	1,089,956	250	4,870	…
44	13,031	1,549,964	422	18,008	…
大 正 5	18,219	2,434,074	485	31,746	…
10	32,403	9,312,073	787	98,726	316
昭 和 1	36,068	12,072,834	714	123,414	220
4	46,692	13,790,758	813	125,474	269
7	65,041	14,046,604	1,370	120,208	309
10	84,146	16,660,176	1,957	139,052	332
13	83,042	22,391,277	1,763	159,547	313
17	92,951	34,644,550	1,194	208,706	302
年 末	産 業 別		資 本 本		
	商 業		10 万 円 未 満		10万円～
	社 数	払込資本金	社 数	払込資本金	社 数
明 治 29	2,777	192,736	3,623	55,240	
34	5,323	417,292	6,737	92,002	
39	5,840	500,589	7,861	136,446	1,128
44	7,783	735,749	11,011	179,903	1,503
大 正 5	10,551	1,071,424	14,278	171,181	2,657
10	15,620	4,089,214	19,834	339,540	7,421
昭 和 1	18,318	5,283,727	23,085	418,314	7,984
4	24,481	5,909,692	33,217	549,809	8,427
7	35,315	5,994,097	51,514	717,619	8,690
10	45,582	6,582,351	68,437	962,217	10,356
13	43,040	7,289,465	62,897	1,030,860	13,894
17	38,344	8,807,367	57,315	1,450,327	28,817

(資料) 東洋経済新報社「明治大正国勢総覧」、大蔵省「金融事項参考書」及び商工省「会社統計表」による。

(備考) (1) 資本金別は公称資本金或は出資金別とする。払込資本金中には出資金を含む。

(2) 資本金別会社数の合計と総数の会社数とが一致しないのは資本金不詳の会社を算入したためである。

労資対立抗争の概要は、第2表労働争議件数及び参加人員の表により、つかむことが出来る。労働組合が法的に認知せられず、争議行為が取締の対象となっていた戦前に、争議行為の件数ならびに参加人員とりわけ同盟罷業工場閉鎖の件数・参加人員の多さに驚くのである。

労資対立は、必然的に労働組合を生み、労働組合という組織によって展開せられる。それはまず、職能別に組織せられ、つづいて産業別に組織せられてゆく。日本においても、その例外ではなかった。

数及び払込資本金

資本金単位・1,000円

業			別			
産 業	鉱 業	工 業	運 輸 業			
払込資本金	社 数	払込資本金	社 数	払込資本金	社 数	払込資本金
...	1,367	89,901	334	113,217
...	2,477	166,293	596	243,225
...	2,546	267,118	694	317,379
...	3,921	629,543	905	166,663
...	5,942	1,057,108	1,241	273,795
35,664	502	710,773	12,951	3,551,210	2,227	826,485
62,118	349	789,459	13,711	4,647,817	2,756	1,166,299
105,730	394	773,303	16,623	5,398,568	4,112	1,477,989
110,598	389	710,586	22,575	5,584,059	5,083	1,527,056
126,862	611	978,661	29,312	7,213,540	6,082	1,619,710
201,501	991	1,889,970	30,565	10,904,510	6,370	1,946,282
254,908	1,444	2,960,896	44,912	19,325,720	6,755	3,086,953
金 別						
50万円未満	50万円～100万円未満		100万円～500万円未満		500万円以上	
払込資本金	社 数	払込資本金	社 数	払込資本金	社 数	払込資本金
		926社	342,280千円			
		1,857	737,454			
206,328	171	107,290	128	216,345	24	403,297
278,521	262	165,977	204	351,070	44	574,493
310,495	612	207,217	556	634,018	116	1,111,163
748,825	2,258	650,958	2,316	2,151,407	574	5,421,341
923,439	2,137	701,929	2,196	2,340,016	666	7,689,137
1,036,430	2,079	733,073	2,236	2,469,994	733	9,001,453
1,107,326	1,931	716,596	2,190	2,529,578	716	8,975,485
1,354,957	2,180	850,725	2,387	2,878,574	786	10,613,703
2,011,668	2,369	963,024	2,847	3,642,717	1,035	14,743,007
4,148,391	2,650	1,252,176	3,082	4,481,097	1,087	23,312,560

第3表組織別労働組合及び組合員数によって、その概況を知ることが出来る。概観して、あきらかに企業横断的に組織せられた職業別・産業別組合の方が組合の数からいっても組合員数からいっても、企業別組合に比して圧倒的に大であることがわかる。たとえば、昭和5年をとってみよう。1企業に組織せられた企業別組合は、企業の枠をこえて企業横断的に組織せられた職業別・産業別組合の合計に対して、組合数において16.3%、組合員数において36.0%を占めるに過ぎない。この組合数と組合員数の比率のギャップは、個人加入の職業別・産業別組合

第2表 労働争議件数及び参加人員

年次	総数		同盟罷業工場閉鎖		事業管理		争議行為を伴わざるもの	
	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員	件数	参加人員
大正 8	2,388	335,225	497	63,137	—	—	1,891	272,088
9	1,069	127,491	282	36,371	—	—	787	91,120
10	896	170,889	246	58,225	—	—	650	112,664
11	584	85,909	250	41,503	—	—	334	44,406
12	647	68,814	270	36,259	—	—	377	32,555
13	933	94,047	333	54,526	—	—	600	39,521
14	816	89,117	293	40,472	—	—	523	48,645
15	1,260	127,267	495	67,234	—	—	765	60,033
昭和 2	1,202	103,350	383	46,672	—	—	819	56,678
3	1,013	98,278	393	43,337	—	—	620	54,941
4	1,408	171,688	571	77,281	—	—	837	94,407
5	2,284	190,300	901	79,824	—	—	1,383	110,476
6	2,415	152,161	984	63,305	—	—	1,431	88,856
7	2,159	118,137	870	53,338	—	—	1,289	64,799
8	1,859	112,516	598	46,787	—	—	1,261	65,729
9	1,893	119,917	623	49,478	—	—	1,270	70,439
10	1,849	102,554	584	37,650	—	—	1,265	64,904
11	1,945	91,570	546	30,857	—	—	1,399	60,713
12	2,126	213,622	628	123,730	—	—	1,498	89,892
13	1,050	55,565	262	18,341	—	—	788	37,224
14	1,120	128,294	358	72,835	—	—	762	55,459
15	732	55,003	271	32,949	—	—	461	22,054
16	334	17,285	159	10,867	—	—	175	6,418
17	268	14,373	173	9,625	—	—	95	4,748
18	443	16,694	292	10,626	—	—	151	6,068
19	296	10,026	216	6,626	—	—	80	3,399
20	256	164,585	95	35,647	5	8,674	156	120,264
21	920	2,722,582	640	494,414	170	140,569	110	2,087,599
22	1,035	4,415,390	590	271,282	93	24,039	352	4,120,069
23	1,140	5,731,099	627	2,703,376	42	4,651	471	3,022,712

(資料) 中央労働学園「昭和21年労働年鑑」、労働省「労働統計調査月報」及び内閣統計局「日本帝国統計全書」による。

- (備考) (1) 第三者の関与しない争議行為を伴わない争議を含む。
(2) 争議行為としての事業管理は昭和20年10月からである。
(3) 明治31年から大正7年迄の同盟罷業案件数は右表の如くである。

第2表 その二

年次	同盟罷怠工場閉鎖		
	件数	参加人員	
明治	31	43	6,293
	32	15	4,284
	33	11	2,316
	34	18	1,948
	35	8	1,849
	36	9	1,359
	37	6	879
	38	19	5,013
	39	13	2,037
	40	57	9,855
	41	13	822
	42	11	310
	43	10	2,937
	44	22	2,100
大正	1	49	5,736
	2	47	5,242
	3	50	7,904
	4	64	7,852
	5	108	8,413
	6	398	57,309
	7	417	66,457

(資料) 内務省社会局調による。

に対して、企業別組合は大企業において従業員の一括加入で組織せられていることによる。ともあれ、われわれはここで、法的についに認められなかった、そして弾圧下の個人加入の労働組合が職能別・産業別に組織せられていたこと、そして企業組合は存在したが支配的ではなく、むしろ少数派でしかなかったことを注目しておこう⁶⁾。

労働組合運動は、労働者の権利、そしてその基礎をなす基本的人権を主張し、団結し、さらには労働者の階級的桎梏からの解放をうたう民主主義・社会主義の思想に支援せられ、それを精神的支柱として展開する。吉野作造の民本主義、そして民主主義・社会主義・共産主義の思想と運動が拡がり、無産者政党が結成せられ、労働組合運動の昂揚のなか昭和6年総選挙においては社会民衆党・労働農民党・日本労農党等の無産党代議士が8人登場した。

この労働運動の昂揚の背景をなしたのは恐慌である。1929年(昭和4年)、アメリカより始まった大恐慌は世界中にたちまちの中に拡がった。とりわけ、日本においては特別にきびしく深刻なものとなった。それは日本が第一次世界大戦において漁夫の利をえて、異常なまでの急膨

6) ここでは、労働運動・労働組合運動について、単なる数字だけあげているにとどめる。次の2節につづく。

第3表 組織別労働組合数及び組合員数（昭和1～5年）

年次	組 織 別								企 業 別				C/A	D/B	D/C
	計		職業別		産業別		一般労働者		一企業		然らざるもの				
	組合数(A)	組合員数(B)	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数	組合員数	組合数(C)	組合員数(D)	組合数	組合員数			
昭和1	488	284,739	137	27,842	215	228,415	136	28,482	85	116,663	403	168,076	17.4	41.0	1,373
2	505	309,493	175	26,844	195	260,095	135	22,554	77	108,302	428	201,191	15.2	35.0	1,407
3	501	308,900	156	25,801	202	251,052	143	32,044	88	121,197	413	187,703	17.6	39.2	1,377
4	630	330,985	153	25,633	283	276,817	194	28,535	101	128,132	529	202,853	16.0	38.7	1,269
5	712	354,312	142	24,974	328	292,010	242	37,328	116	127,463	596	226,849	16.3	36.0	1,099
平均													16.5	38.0	1,305

（出典）労働運動史料委員会、『日本労働運動史料』，第10巻，425頁。

張をとげたからである。それは、先に示した第1表からもうかがえるように、大正5年から大正10年にいたるたった5年間に払込資本金総額が一举に3.83倍も異常な急上昇をとげており、そのような拡大ぶりはどの年代にも見られないものである。この異状急膨張によって伸びきったところを見舞った世界恐慌の波は、日本に昭和4年に比して昭和6年の鉱工業生産は31.4%、卸売物価指数30.5%、米価36.5%、輸出46.7%の低下という凄まじさを結果した⁷⁾。人員整理、賃銀切下、労働時間の延長、労働強化は労働運動を激化させ、社会不安を激化させた。

日本資本主義はこの危機的情況を植民地拡大の大陸進出の軍事的解決でもって切り抜ける道を進んだ。昭和6年に満州事変を起こし、それは昭和12年には日中戦争へと拡大せしめ、更にとどまるところを知らず昭和16年太平洋戦争という悲劇的な戦争拡大へと進んで、遂に潰滅的打撃を蒙って全面降伏となって、ようやく終結したのであった。日本資本主義が恐慌から脱出し、危機を克服する道を戦争に求め、破局を迎えるところまで行かざるをえなかったのは何故か。家の論理が大きくかかわっていたことを抜きにしない。

2 家体制と日本資本主義

およそ資本主義の発展といわれる基本的な諸様相を、日本においてもまさしくそのように現出した。そのかぎりにおいて、家共同体もまた解体した。そのことを、前節において略述した。だが、日本における資本主義の発展は資本と賃労働の対立の展開のみの単純な階級対立ではなかった。前資本制社会の社会的基盤である共同体=家の論理をもった法体系を国家秩序として構築し展開したのであった。この資本の論理と家の論理の矛盾相剋が、日本資本主義の発展の様相を独特なものとし、日本における資本主義の発展を特長づけることになった。これまでの日本資本主義の分析は、この問題を、封建遺制・封建的残渣として把握し、それが資本主義の

7) この恐慌の凄まじさを示す数字は、大内力『日本経済論・上』東京大学出版会，p.233，宮地正人『日本国史Ⅲ，国際政治下の近代日本』山川出版社，p.216に出ているものはもっと凄しい。

発展とともに次第に縮小・消滅してゆくものか、あるいは容易になくなるものではなく暴力的に排除せねばならないものかの理解をめぐる論じられた。わたしはその問題を家の問題として論じようというのである。

資本主義の発展は家を解体する。だが、天皇家を宗本家とし、国民のそれぞれの家を分家・別家・末家とし、国民の一人一人は家の一員として家長に服属する存在とする法体系をつくりあげ、その体制を維持する教育体制を築きあげ、さらには家維持のための国家的諸施策が体系的になされるかぎり、家の解体の進行は何等かの形で阻止せられ、解体の形を歪つたものとし、また残存せしめられた家を畸形的なものとすることになる。家維持のための国家的諸施策といったが、その国家的意思の強さは例えば徴兵令にさえあらわれた程である。士族を廃して国民皆兵の理念のもとに発した明治3年陸軍常備編制規則：明治6年徴兵令においてさえ、「一家の長なる者、嗣子並びに承祖の者、独子・独孫等の家業・家産を嗣ぐ者をして兵役を免除せしめる」、という条項を設けた程である¹⁾。

さて、前節において、農家の解体の数字として、農家戸数の減少・工業人口の増大の数字をあげた。すなわち、明治6年から昭和7年にかけて、農家戸数は全戸数のうち78.6%から45.6%の減少という顕著なる数字をかかげた。たしかに、農家は8割近い圧倒的多数から半数以下に減少している。だが、この農家戸数の減少は相対的減少を示す数字であって、そのまま絶対的減少を示す数字ではない。実数において、農家戸数はどのような推移をとげたのであろうか。明治6年5,640,310戸であった農家戸数はほとんど変わらず昭和7年では5,632,554戸であった。農家は絶対数において、全然とっていいほど減少しなかったのである¹⁾。

資本主義を家的国家体制で形成発展せしめた日本資本主義は、遂に農家戸数の絶対数を明治

1) 明治6年の徴兵令によって定められた戸主の兵役免除は、年貢にかわる地租の負担者たる農家維持等以外の何物でもない。だが、明治12年の改正、明治22年の大改正により、戸主兵役完全免除は撤廃となった。(熊谷開作『日本の近代化と家制度』法律文化社のすぐれた研究がある)。法の公平・平等の原則の貫徹ではあるが、その背後に資本主義の発展とともに進行する農家の解体がある。それに即応した措置である。だがこの措置は家制度の解体をやむなしとしたものであると把握することが出来ると同時に、そうではないものとしても把握される。すなわち、明治国家は生産単位であると同時に消費単位でもある経営と家計の合体物たる家の解体を歴史的趨勢として止むなしと認めると同時に、家の論理自体を維持・温存・強化を意図したのである。それが明治22年大日本帝国憲法であり、翌年発布の教育勅語である。家イデオロギー浸透によって家の論理を残存定着せしめようとしたのである。

幕藩体制における家と明治以降における家とは違う。経営と家計の合体物としての家と家族制度としての家は違う。だが、明治国家は経営と家計の合体物としての家の論理を、経営と家計の分離した消費単位としての家族単位に、経営と家計の合体物たる経営体としての家に成立する論理を注入し、法的構築物としたのである。そして単位家族としての家と天皇家を親子関係として結合する家族国家を形成したのである。そこらに関して、中村雄二郎『近代日本における制度と思想』未来社、とりわけ第3章「〈家〉の再編と家族国家思想の形成」、さらに石田雄『明治政治思想史研究』未来社の前編「家族主義国家観の構造と機能」を参照されたい。

・大正・昭和の敗戦にいたるまでの過程において減少せしめなかったのである。農家の維持・温存の諸施策は、農民をして挙家離村して都市において賃労働者化せしめないし、農業をして資本制的農業として農民を農業賃銀労働者たらしめない。農家は狭小な耕地面積の上に零細農経営体として自己を再生産しようとするとき、そして貢租が耕作者の出来高に応じた現物上納から土地所有者による金納にかわったとき、地主＝小作制を生み、資本主義の発展とともに小作制度過少農制を深化せしめ広汎なものとしてゆくことにならざるをえなかった。政府の自作農創設の努力にもかかわらず、自作農の比率は明治16年において39.83%であったものが、増加するどころか逆に31.09%と減少し、その減少部分は自作兼小作および小作がそれぞれ増加して行った。耕地面積から言うともっと顕著である。耕地は全体として、明治6年から昭和7年にかけて、90.36%簡単に言って約2倍の増加をみた。そして、その2倍の耕地面積の増加の過程において、小作地面積は明治6年において31.10%を占めていたものが、昭和7年には47.25%という増加を示している²⁾。(「本邦農業要覧」昭和9年版による)

農家は高率小作料、現金収入の不足により貧窮化の度をます。だが、家維持体制はあるいは農本主義あるいは報徳運動等のイデオロギーをもって容易に挙家離村をなさしめない。それは不名誉なことであり、夜逃げである³⁾。農家は兼業をし副業をして現金収入をはかる。だが、それもまた商業資本を太らす餌食となる。貧農層から順次、家をそのままにし、家を維持するために県外に出稼ぎに流出することになり、その数量は増大してゆく。男子は都市の日傭労働者として、鉱山業における坑夫として、土木における人夫として、北洋漁撈における季節漁夫として、製鉄業等における職夫として、飯場制度・納屋制度・下宿制度⁴⁾と呼ばれる地獄部屋・監獄部屋と表現される囚人的労働を最下層とする労働力群を形成することになった。農村の救貧層・下層・中層のそれぞれの階層からの流出は、極貧層からの囚人的労働力群の上に階層的に編制せられることになる。明治期において全賃銀労働者の約3分の2を占め、その後も約2分の1を占めた繊維雑品産業を中心とする女子労働者は、まさに農村からの家のための「出稼工女」であった。

出稼型労働について、風早八十二は次のように言っている。「出稼の概念は多義であるが、中島仁之助氏によれば労力移動が出稼と称せられるためには、第一に帰来の意思をもって行われること、第二は地元からそれ以外の地域にむかうこと、第三に出先き地にある一定期間滞在するものなること、第四に地元の家庭経済と不可分離の関連を有することの四条件を必要とす

2) 拙稿「日本資本主義と家」(『立教経済学研究』第42巻第2号) p. 32.

3) 平野義太郎『日本資本主義社会の機構』岩波書店、p. 78より。

なお、平野は1農夫当りの耕地面積の国別比較表(p. 43)をかかげているが、それによると日本を1とすると、独9.90、仏11.60、伊6.29、英49.50、オーストリア6.32、ベルギー8.13。なんと日本は驚ろく程の零細過小農であることか。

4) 『日本残酷物語』、第4部「保障なき社会」平凡社はくずれる共同体。隅谷三喜男『日本賃労働の史的的研究』お茶の水書房。斉藤貞之「下宿制度」(『北九大論集』)

第4表 労賃の国際比較 (円)

	紡績工	炭坑夫
日 本 (1914)	46	95
イギリス (1914)	1.36	3.21
アメリカ (1914)	2.50	…
ドイツ (1913~14)	1.50	2.96
フランス (1914)	…	2.50

大内力『日本経済論』p.157 より。

る。私も本稿の場合、大体においてこれを踏襲しておくことにする⁵⁾」この出稼型労働は後に大河内一男によって日本の賃労働の「本質」・「基本形態」として打ち出されることになった。「筆者は、日本の賃労働がその本質において、いずれも出稼型この型もまた、決して一様ではないし、またこの型それ自体が、いよいよ固定化してゆくものか、また型の解体が進行するものであるのかには、なお問題が残されているが——であることを指摘したい。ところでここと言う出稼型労働には、さまざまな存立形態が考えられる⁶⁾」

経済の論理からすれば、当然解体すべき家、ここでは農家が、家維持の法体系その他もろもろのイデオロギーをもってその解体を阻止しようとするとき、家の構成員たちはある者は家を維持するために農作業に精を出し、ある者は家を出て出稼ぎに行つて「口べらし」をし、そしてまた何がしかの賃銀を得て、その賃銀をもって家の維持のために充当することになる。独立した賃銀労働者として、彼と彼の平均的家族数を養うに足る賃銀ではない。それだけではやって行けない自家の農業収入を補完するにすぎない家計補助的賃銀が支払われるにすぎない。娘たちは農業収入の赤字補填の賃銀前借りの身売り労働である。従業員募集は戦前では男であれ女であれ、「人買い」という通称があった。この出稼型労働こそ、まさに資本の論理と家の論理の矛盾の産物以外の何物でもない。これまで、出稼型労働を大河内をも含めて、「前期的」・「封建性」とよんでいた。

一家の家計を賄うに足る賃銀ではなく、「家計補助的」な低賃銀は、さきに「インド以下の低賃銀」論争を生むほどのものであったといったが、ここでは賃銀の国際比較の数字を、第4表によってみることにしよう。英米独仏に比べて、日本の賃銀はなんと約3分の1ではないか⁷⁾。

このような低賃銀、加うるに無制限的長労働時間、劣悪な労働条件の「肉体消磨的労働」とまで言われるような状態のもとにおいては、必然的に労働者の激しい反抗・労資の対立・抗争を惹起せざるをえない。自然発生的ともいわれるような労働争議は瀕発し、やがて労働組合が結成され、労働組合運動として労働争議が展開せられることになった。労働争議の件数・参加

5) 風早八十二『日本社会政策史』p.250.

6) 『大河内一男著作集、第三巻、労使関係論』労働旬報社、p.128.

7) 高橋亀吉『日本産業労働論』千倉書房、第1章「世界問題としての日本低廉労働」

人員の推移、労働組合の組織形態別の推移について、すでに前節において数字をかかげた通りである。だが、遂に敗戦を迎えるまで、労働組合は法的に容認せられなかったのである。

およそ、資本主義社会は労資関係社会であり、労働者と資本家の関係は契約関係である。資本主義社会を健全にたもつためには、契約関係において労資の力関係の均衡をはかり、労働者の団結権・団体交渉権・争議権を法的に規定した労働組合法が制定せられることになる。だが、日本においては資本主義のめざましい発展にもかかわらず、労働組合法は制定せられなかった。何故か。家の論理がそうさせたのである。

家の論理は経営体の論理であり、資本の論理で成立している企業の内部で自己を貫徹せしめようとする。家の論理にもとづく人間関係は、契約関係ではなく親子関係である。契約関係は契約当事者の相方対等の関係である。だが、家の論理は当事者の人格的対等を認めない。家における人間関係は家長と家族との関係であり、親子関係は恩情と専制の命令に対する絶対服従の関係である。日本の資本主義は、既にみたように家の論理によって形成せられた国家によって成立・発展せしめられた。家的法体系をもって、国家秩序をつくっている国家が、家的秩序と相容れない労働組合法を制定するはずはない。労働組合が法的に認められようと認められまいと、労資の対立が激しく存在する要因があるかぎり、労働争議は発生し、労働組合は生れる。

アメリカで労働組合運動の洗礼を受けた高野房太郎・片山潜等によって、日本最初の労働組合たる労働組合期成会が明治30年に生れ、その運動は発展した。労働組合運動を容認することの出来ない国家権力（山県内閣）は明治33年治安警察法を制定し、労働運動の弾圧に乗り出した。労働組合期成会およびその指導によって成立した労働組合が、潰滅的打撃を蒙った。治安警察法は、言論・集会・結成を抑制するとともに、「労務の条件または報酬に関し、協同の行動をなすべき団体に加入せしめ」または「相手方の承認を強いる目的をもって暴行し、あるいは他人を誘惑もしくは煽動するものは」1ヶ月から6ヶ月の重禁錮、3円から30円までの罰金を賦課する、といった内容のものであった⁸⁾。

冬の時代を迎え、退潮期に入った労働運動の概況は、さきに掲げた第2表労働争議件数及び参加人員の推移の激減に明らかに現われているが、やがて友愛会の誕生とその成長を軸としながら、大正デモクラシーを背景において大きな運動となって昂揚期に入る。

友愛会は、大正元年キリスト教信徒鈴木文治によって創立せられた。その綱領は一に相愛扶助、二に識見の開発・徳性の涵養・技術の進歩、三に地位の改善を唱っており、労働組合を許容しない国家権力の圧力を看取する。そして、さらに労資の対立関係を「生産は資本と労働を相結合して初めてできるもので」「資本家は夫・労働者は妻」と規定するなど積極的に家的概念構成をすることにより、やっと合法的存在となりえた。友愛会は全国的な組織体として成長し、労働組合の内実をもつにいたり、大正8年大日本労働総同盟友愛会に改組改名した。その

8) 本稿における労働組合運動に関する多くの叙述は、大河内一男・松尾洋『日本労働組合物語・明治・大正・昭和』筑摩書房に多くを負っている。また、岸本英太郎『社会政策要論』他も参照。

とき世界にむかって宣言する。「日本の労働者も国際連盟とその労働規約の精神に生き、地球のすべて、平和と自由と平等の支配するところであるためには、われらも殉教的奮闘を辞するものではない」と述べ、つづいて「主張」として「(1)労働非商品の原則、(2)労働組合の自由、(3)幼年労働の廃止、(4)最低賃金制度の確立、(5)同質労働にたいする男女平等賃金制の確立、(6)日曜日休日・一週一日の休日、……(19)治安警察法の改正、(20)教育制度の民本化」を掲げている。まさに、わずか8年の間に友愛会は労働組合として成長脱皮したことを示すが、最後に「教育制度の民本化」が掲げられているのに、思わず止目する。民主化ではなく民本化となっている。旧憲法は民主化と真向から対立する。天皇制下において実質的に民主主義をかちとろうとする吉野作造の苦心の民本主義がここに顔を出しているわけである。

大日本労働総同盟友愛会は、友愛会以来の穏健派に加えて、左派急進派の活発な活動を展開し、遂に大正10年には友愛会をとって日本労働総同盟と改称するまでになった。名実ともに労働組合となったのである。労働組合運動は、社会主義さらには共産主義思想の影響下に一層の前進をみせるにいった。労働組合でさえも許容できず、争議行為を治安警察法でもって警察と軍隊で取締ってきた天皇制権力が社会主義・共産主義を許容するはずはない。大正14年治安維持法が公布せられるところとなる。その第1条にいう。「国体モシクハ政体ヲ変革シ、マタハ私有財産制度ヲ否認スルコトヲ目的トシテ結社ヲ組織シ、マタハ情ヲ知りテコレニ加入シタルモノハ十年以下ノ懲役マタハ禁錮刑ニ処ス」その後、治安維持法は思想弾圧・組合弾圧に猛威をふるっていった。その過程で軍国主義化とともに総同盟は温健右派と階級主義的左派との対立を顕在・激化せしめ、分裂して左派は日本労働組合評議会を組織した。その後、弾圧の激化とともに、組合は分裂を重ね、左派的組合は次々と解散を命ぜられてゆく。

第一次大戦後の日本経済の異常な膨張の上に迎えた大恐慌は、労働者階級の上に特別にきびしいものとなった。首切り、残業、賃銀の10%近い切下げは弾圧の中にもかかわらず、大小の労働争議を頻発せしめ、社会不安を増大していった。小学生児童の盟休までに行った野田醬油の半年に及ぶ家族ふくめて6千人の大争議の終結は、宮中より東京駅にむかう天皇への直訴によって解決した事件は象徴的というべきである。昭和5年、鐘紡大争議のときも、天皇直訴が企図せられた。殿様への直訴、將軍様への直訴、天皇陛下への直訴、家的秩序における最後の望みがこれである。

恐慌からの脱出、社会不安の鎮静化を、軍事化・民衆の弾圧で国家権力は乗り切る道を選んだ。欧米諸国がとった合理的・民主的な道ではなく、日本が明治以来とってきた路線にそった

9) 満州事変をたくらみ、戦端を開く直前の1930年における日本の工業生産が欧米諸国と比べて、いかに低水準にあったか。その比較にならぬ程の優少性はリパットの表現せられていた。(大内力『日本精神論・上』p.193。

そのとき、日本は米英と並んで、世界三大強国の一と自負してた。このような状況のもとに15年戦争に突入してゆくのであった。

解決法をとるべくしてとった⁹⁾。すなわち、明治以来とってきた日本の路線は家的体制のもとにおいて富国強兵を国是として進んできたものであった。世界的な軍縮に日本の軍部は同調できない。軍は天皇の直属であり天皇の股肱であって、議会や内閣の指揮下にはない。日本における最大最強の組織、体しかも何物にも押さえられるものをもたない軍隊が大陸進出の道を選び、議会も内閣も同調せしめられ、やがて内閣は完全に軍部に掌握せられ、議会は翼賛議会化せられた。

満州事変が日中戦争へと拡大するに及び、国家総動員法が翌昭和13年に発令せられたが、総同盟はすすんで同盟罷業絶滅宣言を出し、聖戦遂行の産業報国に邁進するとの立場を宣明にした。同時に進められていた産報運動は、昭和15年に紀元二千六百年十一月二十三日の日付をもって、大日本産業報国会を創立した。その創立宣言に言う。「およそ皇国産業の真姿は、肇国の精神にもとづき、全産業一体、事業一家、もって職分に奉公し、皇運を扶翼し奉るにあり。全産業人は、資本経営労働の有機的一体を具現し、皇国勤労の真諦を發揮し、もって国力の増強に邁進せざるべからず。皇国躍進の基調ここに存す。われら皇国産業にあずかるもの、つとに念いをここに致し、あまねく職場に産業報国会を組織し、産業報国精神の高揚実践に挺身し来れり。云々¹⁰⁾」

かくして、大正元年友愛会として誕生し、つねに労資協調路線を基調とし、戦争に突入するや産業報国の戦争経済の生産力増強に積極的に参加協力して来た総同盟も、家の論理を明確に唱い上げた産業報国会が創立せられるに至るや、それが労働組合たるのかぎり、その存在は否

第5表 主要国の工業生産 (1930年)

	日 本	イギリス	アメリカ	ド イ ツ	フランス
鉄 鉄 (千英トン)	1,628 (1.0)	6,167 (3.8)	31,441 (19.4)	11,423 (7.1)	9,874 (6.1)
銅 鉄 (千英トン)	2,203 (1.0)	7,299 (3.3)	40,278 (18.3)	13,259 (6.0)	9,296 (4.2)
石 炭 (百万トン)	31 (1.0)	246 (7.9)	484 (15.6)	154 (5.0)	—
原 油 (千バレル)	2 (1.0)	—	898 (449.4)	1 (0.5)	0.5 (0.3)
棉花消費高 (千 俵)	2,679 (1.0)	2,578 (0.96)	6,918 (2.6)	—	—
紡績 錘 数 (千)	7,072 (1.0)	55,207 (7.8)	24,025 (3.4)	—	—
人 絹 (千ポンド)	35,100 (1.0)	49,700 (1.4)	119,000 (3.4)	50,300 (1.4)	41,600 (1.2)
造 船 (千 トン)	130 (1.0)	1,211 (9.3)	45 (0.3)	47 (0.4)	—

日本銀行『外国経済統計』、1935年版による。ただし日本の石炭生産高は前掲、『基本日本経済統計』による。

10) 「代表文献再録・日本の経営百年」(『別冊中央公論』昭和40年春季号) p. 350. 桜林誠『産業報国会の組織と機能』御茶の水書房参照。

定せられざるをえなかった。労働組合運動は完全に息の根を止められ、その蘇生は敗戦をまたねばならなかった。

3 個別資本と家、その一、財閥

もともと家共同体は資本制生産様式の先行形態であり、資本制生産の成立・発展とともに解体し消滅してゆくものである。だが、日本においては資本制生産社会の上部構造をなす法体系が家的法体系として研究せしめられ家的国家として秩序づけられたために、家の解体が阻止せられ、その解体が歪つたものとなったことを、前節において述べてきた。本節においては、総資本の分解的要素たる個別資本の運動の発展において、本来経営体の論理である家の論理がいかに残存し、いかに日本の個別資本の運動のあり方・展開の仕様を特殊なものとしてきたか、いかに特異な経営様式を成立せしめたかを見てゆくことにする。

1 企業形態の発展と家＝財閥の形成

資本制的企業における基本的な問題は、誰が資本を所有し、誰が資本の価値増殖の機能たる経営を担うか、これである。この資本の所有者は誰であり、機能担当者・経営者は誰かをめぐって企業形態が成立する。企業形態の発展を最も簡単な形で示せば、個人企業——合名会社——合資会社——株式会社である。企業はより大なる資本の必要とともに、個人が資本の所有者であると同時に資本機能の担当者・経営者である個人企業、複数の者が資本の所有者であると同時に経営者たる合名会社、資本を所有すると同時に経営を担当する者と資本は所有するが経営には手を出さない者との結合形態たる合資会社、そして利潤分配権・議決権などの権利証券の所有者たる株主が株主総会において経営者を決定する株式会社へと形態の発展をとげる。

日本においても、企業の大規模化とともに、おおむね個人企業から合名・合資そして株式会社へと発展して行ったとみていい。だが、資本制的企業の発展に家の論理が貫かれた。すなわち、家業・家産・本家分家の親子的同族集団の論理が、資本の論理で動く資本制的企業の中を貫いて存在したのである。資本が発展し、独占資本を形成してもなお、家の論理が貫ぬき、資本制的企業が家的性格・家的様相を現出しつづけたのである。日本において、企業が成長し、独占資本的企業に成長するとき、それはいずれも財閥を形成した。

財閥系諸企業がそれぞれ大規模化し、独占資本としてどれほどの力・地位を保持するものとなっていたか、それを示すものが、第6表「各工業部門の総生産額および海運における財閥系会社の占める割合」である。採炭の75.3%、精銅生産の98.7%、採金の86.3%、硫安の75.4%……の数字に、その圧倒的な地位をみるのである。個別企業でそれ自体が敗戦により解体を命じられたほどの三井物産・三菱商事等の諸会社をも傘下に収めて成りたっていた財閥の日本経済における位置と意味の大きさを再認識する。

では、戦前の日本経済において、このように圧倒的な力をもっていた財閥とはいかなるものであったか。それは、資本制的企業として最も発達・強大化したものでありながら同時に、家

第6表 各工業部門の総生産および海運における財閥系会社の占める割合（昭和11～12年）

部 門	財 閥 名 (注1)	調査年	単 位	日本全体	うち財閥諸会社	総生産高における財閥の割合%
採 炭	三井(3), 三菱(3), 日本製鉄(1) 住友(1), 日産(2), 浅野(2), 古河(1), 大倉(1)	1936	1,000トン	38,067	28,663	75.3
精銅生産	日産, 三菱, 古河, 住友, 浅野, 藤田, 森 (各1社)	1936	1,000トン	78	77	98.7
採 金	日産(1), 三菱(1), 三井(2), 住友(3), 藤田(1), 古河(1), 森(1)	1936	キログラム	2,235	19,288	86.3
硫安生産	日産(3), 森(1), 三井(2), 日産(1), 住友(1)	1936	1,000トン	1,373	1,035	75.4
セメント生産	浅野(5), 三菱(4), 三井(6)	1936	1,000トン	5,167	3,617	69.9
船舶生産	三菱(4造船所), 第十五銀行(2), 三井(1), 日産(1), 山下(1) 台湾銀行(1), 浅沢(1)	1936	隻数 単位1,000トン	{ 240 307	80 265	33.3 86.3
洋紙生産	三井, 三菱, 安田 (各1社)	1936	100万円	1,826	1,615	88.4
紡績工業	住友(1), 三井(4), 三菱(1), 野村(2), 三和(1)(注2)	1937	機械台数 精紡機1,000錠	{ 98,120 12,018	47,911 5,158	48.9 43.0
製粉業	三菱(5), 三井(2)	1937	単位バーレル 生産能力	60,000	52,300	87.2
海 運	三菱(3), 住友(5), 三井(2), 浅野(3), 山下(2), 石原(2)	1937	船舶トン数 (排水量1,000トン以上) 単位1,000トン	4,157	2,124	51.0

高橋亀吉・青山二郎共著『日本財閥論』p.225以下の諸表から作成したもの。

(注) (1) 財閥名に付したカッコ内の数字は会社数。

(2) 大日本紡は主として三和銀行の支配下にあるものとした。

この表は玉城肇『日本財閥史』社会思想社p.49より引用

的性格をもっとも強くもった企業であった。家の論理をもてばもつほど資本制的企業としても発展したのであった。安岡重明によれば、「財閥とは、家族または同族によって出資された親会社（持株会社）が核となり、それが支配している諸会社（子会社）に多種の産業を経営させている企業集団であって、大規模の子会社はそれぞれの産業部門において寡占的地位を占める」と諸学者の説を検討した上で定義づけられている¹⁾。この財閥の定義の中に、明確に家族的所有・同族的所有、そして親子関係の企業集団の形成として家の論理の貫徹が現われている。

日本における企業形態の展開は財閥を形成せしめたわけであるが、その過程において、いかに家の論理が貫徹していったかを、家的所有・家憲・本分家的展開の三点からみてゆくことにする。

1. 家的所有

三井八郎兵衛高利（1622—1694）によって創業せられた三井家の家業は、三井十一家（最初は九家）の所有として約150年間変わらず、明治42年（1909）に合名会社に改組した。この三井合名会社は昭和15年（1940）三井物産株式会社に吸収合併せられて消滅した。住友家は江戸初

1) 安岡重明編『日本の財閥』日本経済新聞社、p.14なお、本稿は記したものはもちろん、それ以外にも『財閥形成史の研究』ミネルヴァ書房他の安岡重明の著書論文に多くのものを負っている。

頭に創始せられ、大正10年（1921）合資会社に改組せられ、昭和12年（1937）に株式会社の形態をとった。三菱は、岩崎弥太郎・弥之助によって明治維新とともに家業として成立してきたが、明治26年（1893）に三菱合資会社に改組し、昭和12年にこれを株式会社に改組した。安田であれ、古河・大倉であれ、いずれの財閥も皆家業として形成せられ、やがて合名会社あるいは合資会社に改組し、さらに株式会社へと再改組していつている。

合名会社であれ合資会社であれ、もちろん株式会社にはたつては、いずれももともと資本制的企業の形態的發展であつて、家業に適しい形態ではない。それなら、財閥といわれる企業の發展は家業を脱皮して資本制的企業になったのかということ、そうではない。資本制的企業の形態的發展をとげながらも、しかもなおその中に家業的性格を残存しつつけたのである。あるいは、家業の実質を残しながら、資本制的企業の形態的發展をとげたのである。

三井合名も住友合資も、いずれも実体は合名会社でも合資会社でもない。三井合名において所有者たる三井家十一家の当主がそれぞれ所有者ではあるが、彼らの全員がかならずしも資本機能の担い手すなわち経営者ではない。実質的な経営者は番頭である。三野村利左衛門であり、益田孝等なのであつた。三井合名は、すでにそれぞれ株式会社をとつている三井系諸企業の持株会社であり、統轄機関であつた。三井合名は株式会社化をとげるにあつて、一時三井物産と合体したが、やがて昭和19年、株式会社三井本社として三井系各社の持株会社・統轄機関としてすっきりした形をとつた。だが、この株式会社三井本社は、三井十一家が62%を所有し、残りの38%を三井系の代表的な会社の11社が所有する非公開的な株式会社であり、その実体は宝永7年（1710）三井家営む各事業の所有・統轄機関たる「大元方」以外の何物でもない。三井合名もまた、もちろんその実体は「大元方」である。そして、三井合名が三井物産と合併している期間中、「三井総元方」が結成されている。

「大元方」とは何であるか。「日本経営史における家の研究」に想いをこらした業績をあげている堀江保蔵は、次のように言っている。「三井家の大元方は業租高利が子供達に分与しないで遺した財産と事業からなり、同家の〈根本〉とせられた。大元方について、それが三井家十一軒が出資して出来たものとの解釈もあるが、そうではなくて、最初から分割しない、もしくは分割も許さない家産であつたと理解すべきであらう。十一軒が大元方から受ける賄料の比重は、家々の格式その他に応じた単なる分配比率であつて、出資比率ではなかつた。繰り返していえば、大元方は合本組織の企業体ではなく、同族総有の企業体であつた²⁾。」

2) 堀江保蔵『日本経営史における「家」の研究』臨川書房。p.11

堀江はここで大元方は合本組織ではなく同族総有の企業体と言っているが、安岡もまた、『財閥の経営史』において、「総有」と把握している。これに対して、石川健次郎は「総有 (Gesamt eigentum)」はゲルマンの村落共同体の所有形態であつて、耕地・林野の不動産と異なる営業資本という動産の所有形態の所有には問題があるという。そして、三井家の営業財産は敗戦まで、外見的には合有的（総手的共同、Eigentum zur gesamten Hand・実質的には総有的であつた、としている。安岡編『三井財閥』pp.32~34。家は共同体の一種であるから、共同体的所有である総有の概念が、三

合名会社においては、所有と経営は結合し、分離していない。だが、家業においては創業者およびせいぜい二代三代までは家長は同時に経営者であるが、やがて家長は象徴的存在となり、番頭が経営の実際にあたることになる。家長はもともと家産の所有者ではないのである。だから、家における所有と経営の分離という表現自体が適切ではない。家は何よりもその永続性を希求するから、凡庸な家長による経営を制限し排除しなければならない。だから、それを明文化することになる。三井家家憲にも、次のように定めている。「元締は家を守り第一の役人なり。主に失あるときはいさめを入れ、下に非あればこれを意見、上下相調いて家治るの心掛専用なり」元締は名代とも別称され、主人に代って署名し捺印する者の意である。三井大元方は、三井十一家の者と元締によって構成されている。持株会社として三井系各社を所有し、支配し、統轄した三井合名会社は、大元方の外被であった。

傘下の諸企業の持株会社であり、統轄機関を合名会社ではなく、合資会社とした典型は、住友である。それは、三井大元方が三井家と番頭元締によって構成せられている状況をそのまま反映せしめた形といえ、いえないこともない。すなわち、住友合資会社の出資者は住友家と番頭理事によって構成せられたそれである。すなわち、住友家のうち、一部は出資と経営にあたる無限責任社員、他は出資のみの有限責任社員、そして総理事他3名の理事が労務出資の形の無限責任社員の形態をとったのである。だが、番頭を家長と同じ格に置くことは、合資会社の形態からすれば実質的ではあるが、家の論理からすれば許されない。番頭を出資者とする住友のケースは例外であった。

さて、さきに堀江の言説を引用したが、そのなかに、家的所有に関して「総有」なる語がみえた。この語を最初に使ったのは、安岡であるが、彼は「日本資本主義と家」の「むすび」に次のように言っている。「わが国における財産の所有制のあり方を先学の研究業績を参考としながら考察してきた。そして家産の所有の主体が家であり、その家が代をへて家産を所有するところから〈家〉は〈たての法人〉ともいわれるべきものであった。私は一時点でその所有権を評価すれば総有か合有であると指摘し、さらにそのような家産のなかにもいくつかの所有形態がありうることを指摘した。総有財産のなかから個人持ちの財産を派生する可能性はたえず存在したが、すくなくとも敗戦までは、財閥の営業資本はもちろんのこと、他の多くの同族企業においても、その営業資本は同様の総有ないし合有という性格をもっていたように思う。こ

井家の家業財産の所有においてはそのままではまると言えよう。だが、日本の家はヨーロッパの家と必ずしも同一ではないものがある。それは、家構成員たる家族との関係、および家族構成の内容である。この点が、家産の性格を日欧において若干違ったものにし、家産と家族との関係を違ったものとした。その点を加味して、共同体所有を総有と言うとすれば、その日本の特殊の総有を、かりに惣有とでも名付けておこう。単なる共同体的所有でもなければ、欧と日本の共通の家共同体一般としての共同体的所有ではなく、日本の家的所有を反映した語として惣有制という語を用いようと言ってみただけである。この問題はいずれゆっくり取り上げたい。この問題は、遂に前期的資本の集中形態としてのソキエタスとコンメンダの両形態のいずれもが、日本においては成立しなかったことも関連する。

のような財産は小企業から大財閥まで広汎に存在していた、日本資本主義の発達に大きく寄与したことは間違いのないところである。³⁾

2. 家憲

安岡は、明治民法が総有制・合有制を認めなかったために、大商家が家的所有の維持にいかんが苦心したか、そしてその為にか憲を制定せざるをえなかった事情を、三井において述べている。

三菱は明治維新とともに岩崎弥太郎によって創始せられたが、弟弥之助(2代)、久弥(弥太郎長男、3代)、小弥太(弥之助長男、4代)とつづき敗戦により解体されたが、傑れた経営能力はなお衰ろえをみせていなかった。弥太郎の定めた三菱汽船会社規則の冒頭の「立社体裁」において、家業たることを銘記したことで有名である⁴⁾。「一、当商会ハ、姑ク会社ノ名ヲ命ジ、会社ノ体ヲナスト雖ドモ、ソノ実全ク一家ノ事業ニシテ、他ノ、資金ヲ募集シ結社スルモノト大イニ異ナリ、ユエニ会社ニ関スル一切ノコト、オヨビ褒貶黜陟ナド、スベテ社長ノ特裁ヲ仰グベシ、二、故ニ会社ノ利益ハ全ク社長ノ一身ニ帰シ、会社ノ損失亦社長ノ一身ニ帰スベシ」坂本藤良は、この社則について次のように評している。「ここには、株式会社という形体に対する、弥太郎のせいっぱいの抵抗が見える。彼はもはや会社形態をとらざるをえないことを理解している。だが、そのなかで、実質的に“一家の事業”の精神・独裁主義を貫ぬこうとしたのである。⁵⁾」もちろん、家業も大きくなり、財閥にまで成長して番頭を輩出することにならざるをえない。石川七財、川田小一郎、荘田平五郎らの慶応義塾出の経営陣もまた少なからぬ役割を果している。

日本資本主義の発展において憲法から戸籍法・民法他に及ぶ家的法体系が作用したと同じ役割を、個別資本においては家憲・家訓が果した。その典型を住友家の家憲においてみることができる。豪商は業祖の訓えを基として家訓をつくり、それは家法として整備され、さらに家憲として体系化せられることになるが、住友もまたその典型的展開をみせた。明治維新後の資本制的企業として脱皮してゆく過程において度々対応し変改せしめられたが、明治24年に家憲と家法の二者をもつにいたった。家憲はまさに家の憲法の意であるが、住友家家憲は大日本帝国憲法の体裁とあまりの相似に驚くのである。

住友の家憲は、次の前文と訓定にあたっての住友家総理広瀬幸平署名の語の前置をもっている⁶⁾。

謹テ惟フニ我家道ハ即我祖宗ノ遺業ニシテ今日幸ニ是ノ隆盛ヲ見ル所以ノモノハ蓋偶然ニア

3) 安岡重明「日本資本主義と家」(同志社大学人文科学研究所編『共同研究日本の家』図書刊行会)所収。

4) 千本暁子「財閥の使用人制度」(安岡他著『財閥の比較的研究』ミネルヴァ書房) pp.90~91.

5) 坂本藤良『幕末維新の経済人』中央公論社, p.162.

6) 宮本又次『住友家の家訓と金融史の研究』同文館, pp.74~76.

ラザルベシ、是レ実ニ先世歴代積ム所ノ徳沢ト輔翼其ノ人ヲ得タルトシ由ルニアラズンバ如何ソ、善ク此ノ善果ヲ致スヲ得ンヤ、故ニコノ遺業ヲシテ益々永因ナラシムルハ即祖宗垂訓ノ本旨ニシテ亦承継者ノ努ムベキ本文ナリ、曩ニ前家長友親君襲世ノ初因リ自ラ守ルベキノ本文ヲ尽シ家政ノ枢機ヲ恣ニセザルヲ以テ家道旺盛ノ基礎ナルヲ觀念シ家憲七条ヲ設ケ既ニ躬行セラルルコト年アリ、友忠家督ヲ承継スルニ迫テ益々其必要ナルヲ感ジ、茲ニ家憲ヲ補正シ誓テ自ラ之ヲ循踏シ且ツ永ク子孫ニ胎ス。自今我家長ノ責ニ任スル者ハ職トシテ之ニ違背セザランコトヲ誓フベシ

明治二十三年六月二日 住友吉左衛門友忠

宰平曩ニ先主友親君ノ信任ヲ受ケ住友家法ヲ制シ之ヲ実践スルコト既ニ年アリ、今又時勢ノ変遷ト事業ノ進歩トニ随ヒ我家法ノ増補削正ヲ要スルノ止ムベカラザルヲ感シ、遂ニ家長ノ旨ヲ奉ジ重任局僚トトモニ反覆審議シ茲ニ家法ヲ改正施行ス住友備人タルモノ宜シク旃レニ導ヒ旃レヲ勤ムベシ

明治二十四年十一月一日 住友家総理

広瀬幸平

この前文の「謹テ惟フニ我家道ハ即我祖宗ノ遺業ニシテ今日幸ニ云々」は、まさに大日本帝国憲法の告文「皇朕レ謹ミ畏ク皇祖皇宗ノ神靈ニ語ケ日サク皇朕レ天壤無窮ノ宏謨ニ循カイ云々」に酷似している。また、告文につづく憲法発布勅語は御名御璽の次に内閣総理大臣黒田清隆以下大臣と枢密院議長伊藤博文の署名があるが、それは「現在及将来ノ臣民ハ此ノ憲法ニ実シ永遠ニ従順ノ義務ヲ負ウヘシ」で終わっている。これに対し、住友家憲施行の文は重任局僚を代表して広瀬幸平が署名し、「住友備人タルモノ宜シク其レ旃ニ遵ヒ其レ旃レヲ勤ムベシ」で終わっている。重任局は、家長、総理事および支配人・理事によって構成せられる最高幹部会である。

家憲そのものも、明治憲法そのものとよく似ている。

第一条 我家督ヲ承継シテ戸主タル者ハ家長ト云フ

第二条 家長ハ我一家全部ヲ統督シ家道ノ安寧・営業ノ隆盛ヲ図ルヲ以テ本分トスベシ

第三条 家長ハ祖宗ノ祭祀ヲ厚クシ子孫ノ教育ヲ怠ルベカラズ

以上は、まさに大日本帝国憲法の「第一条大日本帝国ハ万世一系ノ天皇之ヲ統治ス」に全く対応している。憲法において、「統治権ヲ総攬スル」天皇は「議會ノ協議ヲ以テ立法シ」「國務各大臣ハ天皇ヲ輔弼シ其ノ責ニ任ス」るの内容は、家憲の「家長ハ総理及支配人ニ詢議ノ上」に、内容的に対応している。

国家を家として規定する帝国憲法と企業を〈家〉として規定し律してゆこうとする家憲とが全く対応してくるのは、けだし当然といえるであろう。それにしてもよく似ている。広瀬は政府要人と親交があったから、家憲制定に関し智恵を借りたかもしれないし、ただ憲法を参考としながらつくったかもしれない。史家によって詳らかにしてもらえらるであろう⁷⁾。

3. 本・分家的企業展開

さて、家は成長するに従って、本分家的発展・展開をする。そして、本家と分家とは親子関係を形成し、同族団となる。分家はかならずしも血縁者とのみに限らず、非血縁者によっても建ててもらふことになる。別家と称する。また、有力な家を頼って、寄親寄子となり親子関係の支配従属関係を結び、同施団の一員となる。この家における発展・展開の論理がそのまま、資本制的企業の発展の内部に貫徹し、この論理がまさに日本に特有の財閥を形成せしめたのである。この家の論理の展開と資本の論理の複合体としての企業を〈財閥〉というなら、欧米には〈財閥〉は存在しない。巨富を得た資本家が、資本所有にもとづいていくつかの会社の株式を支配可能だけ所有するケースは無いわけではない。だが、被所有会社間に親子関係が存在し、明確な集団を形成、末拡がりの展開をみせているわけではない。カルテル——トラストと寡占化・独占化するのが資本の論理にもとづく欧米に対して、いわゆる〈ワンセット主義〉的企業展開をとげる日本企業の秘密はここにある。だから、〈財閥〉に相当する英語はないし、ドイツ語にもない。それは、the ZAIBATSU である。研究社版の和英辞典を引くと、まず、the ZAIBATSU が出ているが、次に financial combine, money clique, big business, plutocracy, ……と出ている。ロックフェラーとか、モルガンとか、デュボンやメロンの一族の株式所有にもとづく会社支配、そしてそれらの家族を財閥と呼び、財閥の比較研究がなされるが、共通点を多々あげることは出来るが、根本は家の論理が流れているかどうかである。

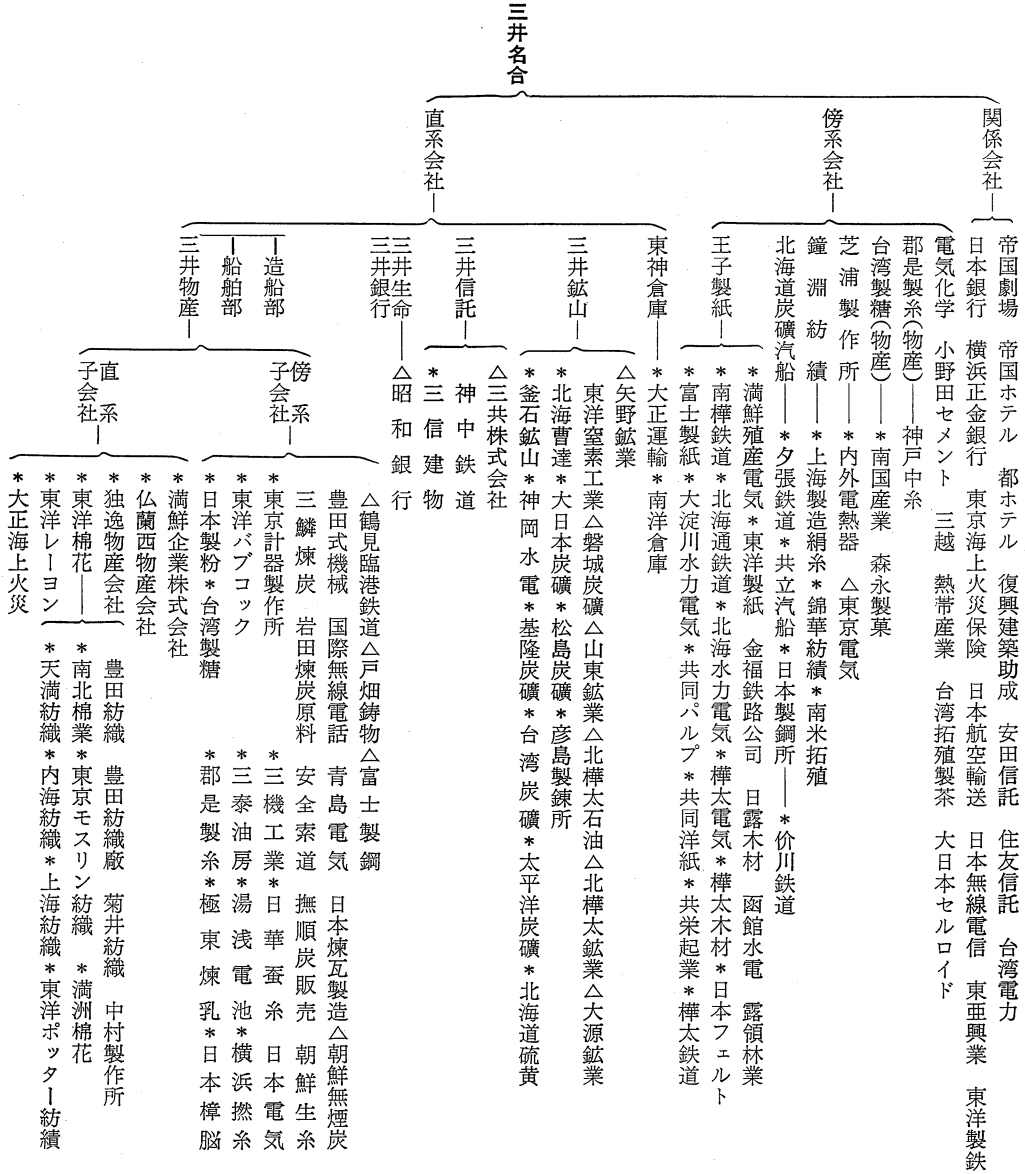
高橋亀吉によって作製された三井・三菱・住友三大財閥の傘下諸企業の系統図(昭和5年頃)を掲げてみよう。

三井・三菱・住友のいずれも、頂点に傘下諸会社の持株統轄会社としての合名会社ないしは合資会社が位置する。この持株統轄会社の傘下諸会社は、直系会社・傍系会社・関係会社の三範疇に分類せられている。

三井において、慣行によってこの三分類のとらえ方が既になされていたが、昭和19年9月正式な規定となった。すなわち、「直系会社は三井家直営会社の後身であり、三井合名が100%出資し、重役は全て三井関係者で占められているもの。傍系会社はその会社の設立後、何らかの事情で三井が中途入手するか、新規参入をはかった事業であり、三井合名が多くを出資するが、同時に他人の資本参加があり、重役には三井以外からも入っている会社である」「直系会

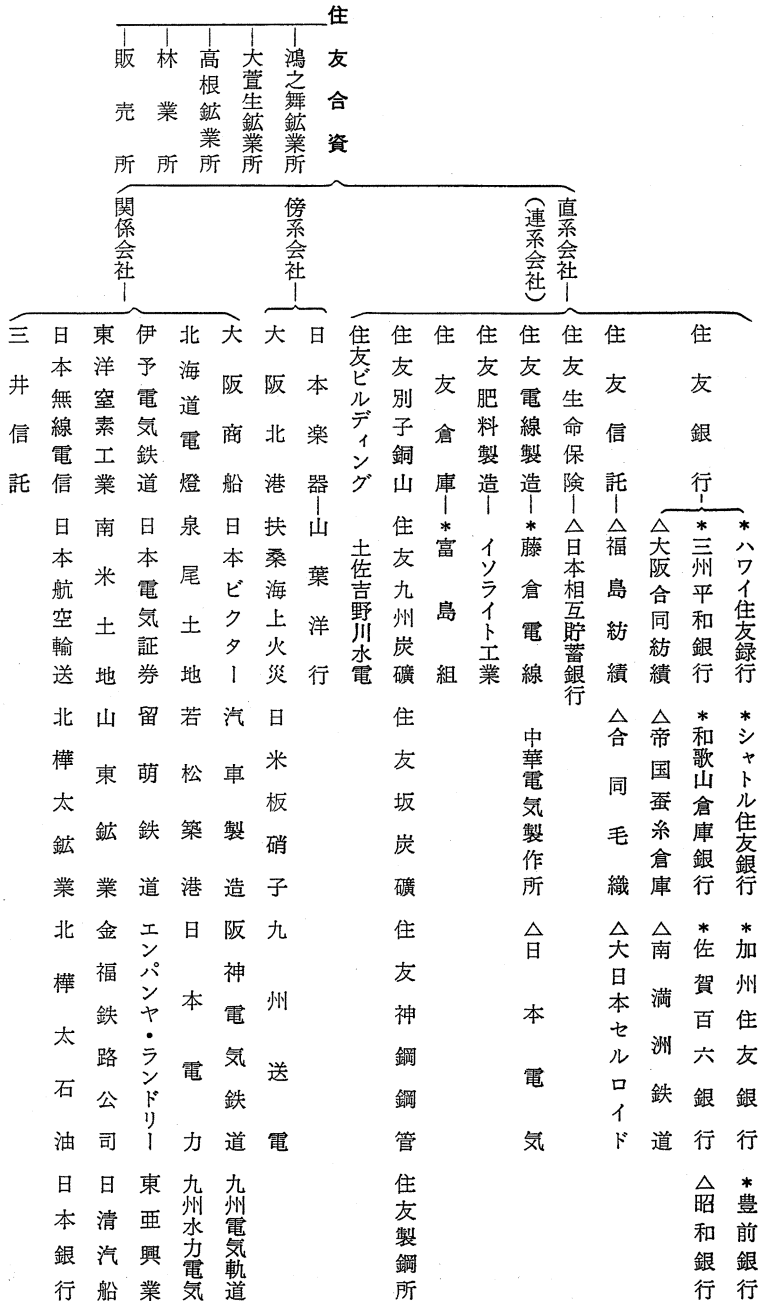
7) 瀬岡誠は広瀬幸平と住友家憲に関し、これを維新の元勳たちの天皇観とすぐれた対比をおこなっている。「家長は広瀬にとって住友家の支配の象徴であった。家長の住友ではなく、広瀬の住友であった。」「岩倉は“国是ハ天子一人ニテ決シテコレヲ定ムベカラズ何トナレバ天下ハ祖宗ノ天下ナリ君臣トモニ是非得夫ヲ審議シテ以テ宸断ヲ下スベキナリ”と述べているし、大久保利通にいたっては、“非義の勅命の勅命にあらず”と公言した。そして、当時“国体観念を模索していた岩倉等との交流が、広瀬の経営理念(家法制定)に与えた影響は非常に大きかったと考えられる」瀬岡「住友における経営理念の確立過程」(宮本又次・作道洋太郎編著『住友の経営史的研究』実教出版、第10章) pp. 380~382.

図I・1 三井コンツェルンの組織図 (昭和5年ごろ)



注) 表中*印は三井の支配力がほぼ決定的なもの。無印は同じく準支配的なもの。△印は三井の支配力が上の二種以下の関係会社である。傍系会社中台湾製糖及び那是製系は三井物産の子会社であるが便宜上ここに重複せしめる。出所) 高橋亀吉『日本財閥の解剖』中央公論社、昭和5年、50頁。

図 I・2 住友コンツェルン組織図 (昭和5年ごろ)

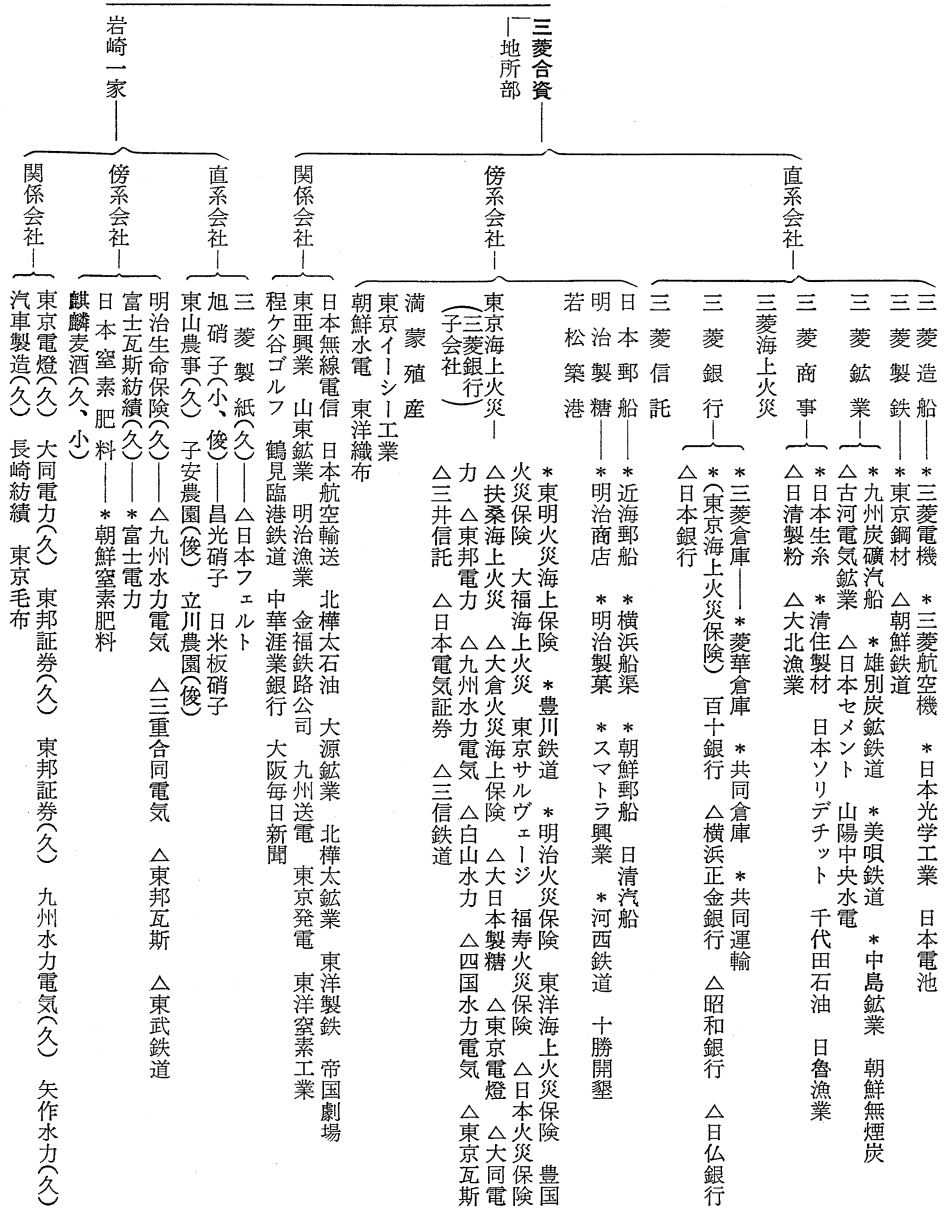


(注) 表中*印は住友の支配力がほぼ決定的なもの。無印は同じく準支配力的なもの。

△印は住友の支配力が上の二種以下の関係会社である。

(出所) 高橋亀吉『日本財閥の解剖』161頁。

図 I・3 三菱コンツェルンの組織図 (昭和5年ごろ)



(注) 岩崎一家系の会社のうち(久),(小),(俊)とあるのはそれぞれ久弥,小弥太,俊弥の分,(久,小)とあるのは久弥小弥太共同の分である。また系統図の直系,傍系子会社のうち*印のあるのは支配会社,無印は準支配会社,△印は単なる関係会社(大株主だったりあるいは重役を出しているがまだ支配的でない会社)。

(出所) 高橋亀吉『日本財閥の解剖』108~109頁。

社は上級人事・大口投融資・支店の改廃等の重要事項の決定は、そのつど三井合名の決裁を必要とする。これに対し傍系会社の場合、いっさいの決定が社長以下の派遣重役の意思にいちおう任されている⁸⁾」

住友の場合、直系会社のことを連系会社といい、連系会社とは、株式の全額または相当額を住友本社または住友家が保有し、役員は住友の利益を代表するものをもって構成されて、住友本社が完全に統制権を掌握し、事業の規模・内容からして連系会社として認定するに適わしいもの。傍系会社・関係会社は住友の場合、特定関係会社・関係会社と呼ばれ、住友関係の持株比率が相当大きいか、役員を派遣しているものをいい、そのうち持株比率が他に比べて最大であり、または特殊関係により住友が事実上の支配権を握っているもの、をいう。三菱の場合、直系会社のことを分系会社といい、傍系会社のことを関係会社と呼ぶ。分系会社は三菱本社の統轄下にある直轄会社をいい、関係会社は三菱本社が相当数の株式を保有し、役員を派遣し、名実ともに経営に参加しているものをいう⁹⁾。

そして、直系会社・傍系会社は大きくなるにしたがい、それぞれの会社が親会社となって幾つもの子会社をつくり、それら子会社を支配してゆき、親一子一孫会社の関係が成立する。ピラミッド型の会社群構造を形成している。

直系と傍系との分類、親会社と子会社と孫会社の分類、いずれも家の構成員の分類基準であること、言うまでもない。

なお、三井・三菱・住友と並ぶ安田財閥も同じように持株統轄会社安田保善社のもとに直系・傍系・関係の各会社群をもち、そして直系会社・傍系会社のそれぞれが子会社をもった。そして、この持株統轄会社のもとに直系・傍系・関係の三範疇の会社、そしてその下にこれら諸会社によってつくられている孫会社群という諸会社の構造・体系は、昭和になって形成せられた新興財閥たとえば、日産・日窒・日曹等の場合でも基本的には同様である。もっとも、旧財閥と新興財閥の間には、たとえば持株会社の公開性とか、三範疇への形成などにおいて相異点がないわけではない。だが、家の論理の貫徹という観点からみたとき、大きな観点からいって、本家・分別家的展開・寄親寄子の企業集団の形成がみられるということに変わりはない。

なお、これら財閥は、旧財閥であれ新興財閥であれ、いずれも国家権力の庇護のもとに形成せられたことは周知の事実であるが、このこともまた家の論理の貫徹と言わねばならぬ。

既に論じたように、国家もまた家国家であった。国家が富国強兵路線をとれば、それに従属する下位の家としては、当然富国強兵路線をとった。最上位の家たる天皇家の家政執行者国家権力の担い手たちと意思を相通じて企業活動を展開していったものが、官業払下げ、資金供与・補助金受給・軍部の支援をうけて、財閥を形成していったのである。「政商」といわれる所

8) 安岡編『三井財閥』p. 223.

また、野田信夫『日本近代経営史』産能大出版部「Ⅷ財閥最高統轄機構の変遷」

9) 安岡『日本の財閥』日本経済新聞社、pp. 60～67.

以である。旧財閥が、明治維新の元勳や明治政府の要人たちと気脈を通じて、国家政策の一翼を担うことによって財閥を形成していったこと、そして官業私下げについては既に述べた。新興財閥の形成は、旧財閥がいずれも次第に抬頭してきた軍部と必ずしも親密な関係ではなかったこと、そして朝鮮・満州への進出に積極的ではなかった¹⁰⁾間隙を縫って、抬頭したものである。日窒は朝鮮に、日産は満州に強力な軍部の支援と国家資金の援助を受けて軍需工業の拠点をつくり、重化学工業を中核とする財閥コンツェルンを形成していったのである¹¹⁾。

さて、以上においてみてきたところは、日本資本主義における個別資本の発展の中に残存・貫徹していった家の論理の様相を財閥という日本の特異な独占資本の形成を中心に論じたものである。個別資本の発展、資本の結合様式の展開が、いかに家の論理とからみついて展開したか、資本の論理の展開がいかに家の論理を変容せしめていったか、この面からも論じなければならない。だが、この稿では、もともと前資本制的な家の論理がいかに資本制的企業の展開にもかかわらず残存貫徹していったか、これをみることに焦点があてられている。そしてまた、歴史の進行、日本資本主義の発展は、資本の論理の展開とともに、むしろ家の論理の強力な展開が前者を凌駕することによって、日本資本主義は潰滅的打撃をうけたのであった。

天皇直属の軍隊は次第に強大になり、遂に国家権力を実質的に掌握し、戦争を起し、戦争を遂行した。軍隊はそれ自体〈家〉であった。軍隊内務書(1921年改訂・1934年版年改訂版)にも、あきらかに「兵営ハ苦楽ヲ共ニシ死生ヲ同クスル軍人の家庭」と銘記している。1938年には物資・労働力を戦争目的に最優先に動員する国家総動員法ができ、一切の企業は軍の指揮・統制下におかれ、企業をそれぞれ「事業一家」とする大日本産業報国会の単位たらしめられ、そのあげく潰滅的打撃を蒙って敗戦を迎えたのであった。

付論 家と株式会社発生史論

1.

会社形態の展開について、合名会社——合資会社——株式会社の筋道として書き、それに家の論理がどのように絡まって展開し、そして日本独自の財閥を形成したかを、大ざっぱに記述してみた。

企業形態は、所詮は所有と経営と支配をめぐる資本結合の様式であり、制度的展開すなわち

10) たとえば、三島康集『三菱財閥史・大正・昭和編』教育社、p.154以降。

11) 森川英正は『日本の企業と国家』日本経済新聞社の〔I 総論、日本株式会社の経営史的研究序説〕には、家論的視点が全く見られない。そのような視点を内包する間宏に対して積極的批判を行っている。批判の根拠として国家概念を STATE と NATION との英語の概念を鍵として展開している。日本の国家の概念は STATE によっても NATION によっても把握しきれない。国家には家という言葉さえついている。私はこの問題について、既に「家と〈公と私〉」(『年報社会心理学・公と私』社会心理学』、勁草書房)に検討を試みている。日本の国家にあてはまる英語がないので占領軍もハーバードの教授達も頭を悩ましたというアネクドットを知る人は知っている。

法的展開として合名——合資——株式会社として把握していちおう差支えない。だが、資本制的企業の現実的な成立と発展の過程は、かならずしも個人企業から合名会社、合名会社から合資会社、(合資会社から株式合資会社)、合資会社から株式会社へという一筋道を単純に辿ったものではない。

西欧における株式会社の成立に関しては、既に戦前の昭和13年に大塚久雄の『株式会社発生史論』(有斐閣, 中央公論社, 岩波大塚久雄全集第1巻)があり、この本は西欧におけるこの論題に関してゾムバルト, ジルバーシュミット, ウェーバーその他多数の有力な見解を紹介し論評して問題点を明らかにし, 更に自説を展開するという大変な力作である。

この本により, 資本結合の様式には所有と経営の合体した資本同士の結合様式たるソキエタスと所有と経営の結合した資本と所有のみで経営には参加していない資本との結合様式たるコンメンダの基本的な類型があり, 単純にソキエタスが合名会社へ, コンメンダが合資会社へと会社形態をとっていったこと, そして家共同体からソキエタスに連続的に進んだとは必ずしも把握されないこと, 株式会社は簡単にコンメンダの発展の線上に成立しえたものと把握しえない, というこの問題の深みに引き入れられる。大塚はゾムバルトが株式会社の発生は合名会社の発生とは無関係であって全く別の流れとして把握するのは誤りであるとし, またジルバーシュミットの家族共同体→合名会社→株式会社というシェーマも支持出来ないとし, 彼自身はソキエタスがコンメンダを吸収して拡大してゆくマグナ・ソキエタスの線上において株式会社の成立をとらえることにより, 個人企業→合名会社→合資会社→株式会社のシェーマを支持している。

この大塚によって提出せられた資本結合の二類型たるソキエタスとコンメンダは, 馬場克三によってしっかりと受けとめられ, 彼の『株式会社金融論』(森山書店, 馬場克三著作集第三巻)の第一章株式会社の史的展開, 第二章近代株式会社の成立においてふくらみをもちながら論理的に精緻化せられ, 現代株式会社の理論的把握の支柱ともせられている。

大塚の『株式会社』発生史論は稀代の名著であり, この問題を論じてこの書を超えるものはその後現われていない。だが, 大塚が余りにも決ったが故に, 問題の諸次元とそのからまりの多様性の指摘の故に, 別の株式会社発生史論の可能性をも大きく示唆している。

2.

さて, 日本における企業形態の展開, 株式会社の成立はいかなる筋道をたどったのであろうか。大塚によって提起され, 馬場によって論理化せられた資本結合の二類型ソキエタスとコンメンダは, 日本においてはどのように存在し, 絡まり合い展開してきたのであろうか。堀江保蔵がこの問題をほとんど真正面から取り上げたといっている。次のように彼は言う。

「出資パートナーとからなるコンメンダ, 経営パートナーも同時に出資パートナーとして加わっているソキエタス, このような共同企業体はパートナーシップと呼ばれるものであって, 中世のイタリアに端を発し, イギリスにおいても, たとえば産業革命期には紡績業その他の分

野においても広く採用されていた。幕末に来日して居留地貿易を営んでいた諸国の商会も、その企業形態はおおむねパートナーシップであったと思われる。江戸時代のわが国にも同類の共同企業体があった。そのいずれも近江商人関係のものである。まことに注目すべき事実であって、もしこのような共同企業体の遍在が確認せられ、かつそれと近代的な会社企業との何等かのつながりが立証されるならば、以下の私の問題提起は完全に無意味なものとなるであろう。しかし、現在の研究の成果によって立つ限り、日本経済の近代化の担い手となった企業形態を、むしろ他のものに求める方が妥当のように思われる。」(長くなるのをきらい、事例の部分省いた)

なさるべくして為された問題提起が明確な形で堀江によって為されたのである。「他のもの」とは何か。

「他のものとは、要するに、典型的な家業と家産をもった〈家〉であって、この〈家〉こそわが国の伝統的な社会構造の原型的な、また中核的な存在であると同時に、個人格を離れた永続的独立人格の要素、在り方こそ違え、分割しない資本の要素、所有と経営との人格的分離の要素を備えていた。そしてその〈家〉が、維新後、新時代に応じて自己を拡充する手段として、近代的な技術や経営を利用した場合が多く、また〈家〉の組織を企業形態に醸装した場合もまたすこぶる多かった。」(堀江『日本経営史における〈家〉の研究』臨川書店、昭和59年、第二章日本の経済近代化と〈家〉——〈家〉の会社企業的役割)

馬場克三に株式会社論を学んだ私は、家の問題に関連した書物『公と私』(未来社、昭和51年)を書いた頃から、堀江の提起した問題に気づき「日本の所有論覚書——資本の論理と家の論理——」(『財産の終焉』文真堂、昭和57年の補論)など発表してきた。だが、堀江のここに引用したものは、既に早く、昭和40年に一橋大学『経済研究』第16巻第2号に掲載されたものの収録であった。

些事はおき、家の発展とりわけ江戸期の商家の発展において日本企業の発展がみられている。それは、日本経済における財閥の圧倒的な地位と役割、そして財閥は商家の発展的形態と把握せらるかぎり、当然の成行きである。そして安岡重明はじめ少なからぬ財閥研究家の諸業績は堀江の問題提起を実質的に支持しているとみてよからう。

そこでである。日本の家をいかなるものとみるか。日本の家も、所詮は共同体であり、ウェーバーのいう経済団体であり経営体であると資本制生産における先行形態としての家共同体範疇に入るものと把握するとすれば、なぜ日本は家の延長線上において企業の発展、企業形態の展開が見られるのか。そして西欧では別の筋道が見られるのか、という問題が生れてくる。

3.

ウェーバーは家共同体から合名会社形態への推転を論じており、大塚はこれをブルトシュミット、ハックマン等のウェーバー批判を援用して斥けている。(大塚『株式会社発生史論』著作集版、p.120~121の補注)。昭和13年の初版は、戦後すぐの1946年に中央公論社版として悪

い紙で2冊本として出されたが、その再版の序で次のように大塚は断わり書きをしている。「合名会社の起源に関するマックス・ウェーバーに対する批判は、本書に関するかぎり、そこに見られる私見を訂正すべき必要はないと思うが、ウェーバーの“Hausgemeinschaft から近代的な Betrieb したがって Unternehmung へ”という社会学的理解は別の、しかも世界史的な視角からしてきわめて重要な意義をもつものなのである。この事実をば、今ここに特記しておきたい。それは一に、ウェーバーのすぐれた学説の価値がこうした批判のために読者によっていささかでも過小評価されてはならぬとする微意からにはほかならぬ。」

大塚はのちに、ウェーバーの“Hausgemeinschaft から近代的 Betrieb したがって Unternehmung へ”の重要な視角について渾身の読み込みをもって紹介している。大塚久雄編『マックス・ウェーバー研究——生誕百年記念シンポジウム』（東京大学出版会、1965）における《Betrieb》と経済的合理主義」なる報告によって。

だが、大塚はここで家共同体からソキエタス合名会社へというウェーバーの主張にたいする批判については全く触れていない。資本結合の問題と近代的経営の成立の問題はレベルをことにする。だが家共同体の解体＝近代的経営の成立と資本結合の問題は切ってもきり離せない関係にある。したがって、大塚はさきの家共同体から合名会社形態へのシェーマ批判と家共同体から近代的経営への全面的肯定とを、そのままにおいて済ますことなく、両者の関係が積極的に論じ言及すべきではないのか。大塚には、この問題意識は伏在しているであろうか。著作集・第七巻は共同体関係の論稿が集められているが、彼には家共同体への関心は必ずしも多くはないように推測される。

私は拙稿「日本における家の解体」（東洋大学大学院紀要、第24集）において、ウェーバーの家共同体の概念と日本の家とを対比する作業を行ってみた。その上で、日本の家もまたウェーバーの家共同体範疇に入るものであると把らえ、資本主義の成立とともに解体すべき家共同体がヨーロッパではその通りになったのに、日本においては何故に容易に解体せず、さらには家は解体したが家の論理は経営体とりわけ企業に残存しつづけているのか、を問題としている。

それはそれとして、何故に日本においてはソキエタスとコンメンダの資本結合の二様式そして両者の結合の展開をみなかったのであろうか。家産・家業・家長・家督等によって構成せられる家の論理を貫徹させながら、合名会社・合資会社・株式会社という近代的な企業形態をとらしめたのであるか。ウェーバーの家共同体の範疇におさまりきらない要因を日本の家はもっていたのであろうか。それとも西ヨーロッパとは違った社会的要因を日本はもっていたからであらうか。